79	36° 55′ 21.5033″	137° 48′ 20.1077″
80	36° 55′ 22.2137″	137° 48′ 20.5954″
81	36° 55′ 22.3554″	137° 48′ 20.9158″
82	36° 55′ 22.0509″	137° 48′ 21.6103″
83	36° 55′ 22.0788″	137° 48′ 22.0456″
84	36° 55′ 22.2907″	137° 48′ 22.5621″
85	36° 55′ 22.8238″	137° 48′ 22.7900″
86	36° 55′ 23.1354″	137° 48′ 23.4927″
87	36° 55′ 22.2371″	137° 48′ 24.1619″

○防衛省告示第百八十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度二五分四七秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十四日から同月十六日（予備、同月十七日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度〇九分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度〇九分五二秒

実施艦
自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日（予備、同月十四日から同月十七日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦
その他　自衛艦九隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日及び同月十五日（予備、同月十四日、同月十六日及び同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦九隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日及び同月十五日（予備、同月十四日、同月十六日及び同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦九隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

信号符字　番号　名称　取消年月日
ＪＳＰＫ　二〇〇二　輸送艇二号　令和八年五月二十五日